

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月29日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：アフリカ地域日本への就労促進に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：アフリカ地域日本への就労促進に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00883

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年1月29日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域日本への就労促進に向けた情報収集・確認調査
(QCBS-ランプサム型)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2025年3月～2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

2025年度中頃(2025年9月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

国内事業部 外国人材受入支援室

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年2月4日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年2月4日 12時まで
3	質問への回答	2025年2月7日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年2月14日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年2月28日 11時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記 2. （３）参照

２）提出先：

<https://forms.office.com/pages/responsepage.aspx?id=Qvyp64hVMU2KTm4b950xwBPiyXs3LQhHoKASM6NMAkZUOEo1UURLV1VRRkdZOUxFOExFWTk1QTE3SSQIQCNOPWcu&route=shorturl>

注 1）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

（２）回答方法

上記 2. （３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記 2. （３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

アフリカは今後も人口増加が続き、国際連合によれば 2050 年には約 24.6 億人で世界人口の約 1/4 を占め、豊富な若年人口に恵まれることが予測されている。アフリカがこの人口増加と若い人口構造の恩恵を活かして経済成長を遂げるためには、優秀な人材を育成できるかが重要である。しかしながら、ILOによれば、アフリカ地域の失業率は 2023 年も 7%に留まるとみられ減少の兆しはなく、また、就学・就労、職業訓練も受けていない若年層の割合も 22%に及ぶとされているほか、産業政策やビジネス環境上の課題も散見され、スキル・キャリアアップの機会が限られていることから、現地における産業人材の育成上の課題は大きい。

一方、少子高齢化が進み、全産業において人手不足が深刻化する日本において、有為な外国人材の活用は喫緊の課題となっている。緒方貞子平和開発研究所が 2024 年に更新した「2030/40 年の外国人との共生社会の実現に向けた調査研究」によると、2030 年には全国で 419 万人、2040 年には 688 万人の外国人労働者が必要と推計されている。日本政府は、専門的・技術的分野の外国人材を積極的に受け入れるこれまでの方針を踏まえ、人材確保を拡充すべく 2019 年に特定技能制度を新設したほか、2024 年には技能実習制度を廃止し、人材育成と人材確保を目的とした育成就労制度を導入する法改正を行う等の施策を進めている。少子高齢化、若年層人口流出による地元産業の担い手不足といった課題に直面している地方自治体にとって、地方創生の観点から、外国人材の受入・共生社会構築支援の強化に取り組む自治体も増えている。

日本国内のアフリカ出身外国人は 2023 年末時点で約 2.2 万人と、在留外国人全体の 0.6%にとどまっており、専門的・技術的分野の人材や技能実習生も限定的という状況であるが、日本企業のアフリカへの進出は増加傾向にあり、官民一体となって日本とアフリカのビジネス関係強化が進んでいる。日本と同様に人手不足の問題を抱える韓国、台湾、中国等と、アジアからの人材受入競争が激化する可能性もある中、アジア以外の地域から外国人材の受入に対する関心も高まっている。

本調査は、JICAのこれまでの協力実績を活かしつつ、日本への就労を通じ、スキル・キャリアアップによるアフリカ出身のビジネス人材育成と日本国内の人材確保の両課題解決を目指すため、JICAや国内外の幅広い関係者との共創による貢献可能性を検討するものである。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、アフリカにおけるビジネス人材育成と日本国内の人材確保の両課題の解決のため、アフリカの海外就労者や留学生の現状、日本側のアフリカ人材ニーズなどの情報を収集・整理し、JICAの協力実績等を活用しつつ、日本での就労を通じたスキルアップ、キャリアアップによる人材育成と日本国内、特に地方の人材確保に向けたJICAや国内外の関係者との共創を通じた貢献策を検討する。

(2) 調査の範囲

本調査は、前項「調査の目的」を達成するために、「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示す調査を行い、「第5条 報告書等」に示す報告書を発注者に提出するものである。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 対象人材

本調査で対象となるビジネス人材は、留学生も含めた、いわゆる高度人材と呼ばれる専門的・技術的人材に留まらず、技能実習制度（今後導入される育成就労制度含む）の対象となる専門的・技術的分野以外の人材も含まれる。しかし、専門的・技術的分野がそれ以外かで対象となる人材層や、現地や海外における就学・就労の経路、求められるスキルやキャリアパスも異なることから、調査開始段階において、対象となるビジネス人材を類型化し、人材類型に応じた情報収集、分析を行う。

(2) 対象産業・職種等

日本国内でのアフリカ人材の活躍が必ずしも進んでいない現状において、調査開始段階では、対象となる産業・業種は絞らず、前述のビジネス人材の類型ごとに、これまでのJICA協力案件における人材育成の実績や日本国内の企業や地域における人材のニーズを踏まえて、調査の中で絞り込むこととする。その際、特に技能実習等、専門的・技術的分野以外の類型において、日本における就労を通じて得られるスキルが、その後出身国や第三国においても活用でき、更なるキャリアアップが図れるようなものとなるよう留意する必要がある。

(3) 対象国

本調査では、アフリカ地域におけるこれまでの JICA 協力の成果を活かしつつ、現地の開発課題解決を検討する観点から、広くアフリカ域内における産業人材育成分野（高等教育、職業訓練、企業・起業家支援）の取組実績のある国を対象とする。

一方調査実施にあたって、関係する全ての国々に現地調査を行うのは現実的でないため、現地調査の対象国を3~4か国程度選定する。選定にあたっては、①現在実施中の JICA 協力（高等教育、職業訓練、企業・起業家支援等の産業人材育成分野の事業、留学生事業、草の根技術協力や中小企業・SDGs ビジネス支援事業等提案型事業）との連携可能性、②現地に進出している日本企業との連携可能性、③現に交流が行われている国内自治体との連携可能性等、日本側事情に加え、④アジェンダ 2063 等、アフリカ連合（AU）やアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）が大陸レベルで優先的に取り組む人材育成の方針、⑤各国政府の人材育成や海外就労に関する施策、⑥各国の日本語教育事情等、アフリカ側の観点も勘案し、JICA と協議の上決定する。

なお、マダガスカルについては、日本への農業人材送付・受入のパイロット事業が実施中であり、フォローアップの必要性から現地調査対象国の1つとする予定。

(4) マダガスカルにおける農業人材送付・受入に係るパイロット事業

マダガスカルの若手農業人材の特定技能制度による本邦就労を通じ、同国の農業分野の人材育成と日本の農業の労働力不足解消への貢献を目的としたパイロット事業を2023年1月に開始している（調査・研究の一環としてマダガスカル事務所において実施）。

JICA は、候補人材に対する研修（日本語・農業技術）や日本側受入機関のマッチング支援をこれまで実施しており、日本語能力試験（JLPT）N4 と農業技能測定試験に合格した12名のうち、1名が2024年9月から就労を開始している。

本調査では、後述の各調査項目（第4条各号）において、マダガスカルの農業人材の送付・受入に係る状況（就労開始済の1名の活動状況も含む）、現地や日本国内の課題整理や受入先候補となる自治体等へのヒアリング等（特定の民間団体及び民間企業へのヒアリング等は行わない。また自治体等のヒアリング時の同席も認めない）³を行い、本パイロット事業における農業候補人材（11名）の就労促進支援に資するような情報収集を行うとともに、本調査における貢献策の一部として、国内外の関係者によるアフリカ人材マッチング支援の在り方を検討する。

(5) 国内外関係者との共創を通じた貢献策の検討

本調査は、前述のとおり対アフリカ協力の観点から現地産業人材育成の方策を検討する観点に加えて、高度人材も含めた日本での人材不足に対応し国内、特に課題解決に

³ 不当に特定の企業の利益にはたらくことを避けるため。

よる地方創生への貢献可能性を検討するものである。しかし、国内においても地域によって事情が異なることはもちろん、外国人材に関連する関係機関も多く、様々な取組が既に行われていることから、JICA の取組による貢献策にも自ずから限界がある。

したがって、貢献策の検討にあたっては、我が国としての取組を検討すべく、JICA 以外の主体による取組も想定しつつ、国際機関（国連機関のほか、AUDA-NEPAD 等アフリカ地域の機関）・国際 NGO／シンクタンクといった国外のパートナーのみならず、国内の自治体・NGO・大学・企業等、いわゆる「産官学金労言士」といった地域のパートナーと共創し、日本への就労促進を通じたアフリカ地域と日本国内の課題解決を目指すものとする。JICA として取り組む場合でも、実施中の技術協力案件等の活動拡充に加え、国際協力推進員による国内の活動等、事業スキームに囚われないアプローチも含めて検討する。

なお、アフリカにおける日本企業のビジネス機会は増えつつあるものの、人材の受入の観点からは、日本国内のパートナーの関心は低調であることが予想されるため、これまでの JICA 事業（例えば ABE イニシアティブにおけるインターン生受入）実績のある企業等パートナーから情報収集を行い、「産官学金労言士」における関心層の発掘に努める。

（6）情報発信

日本国内における貢献策の検討において、上記国内外関係者との共創の観点から、外部有識者・実務者等を招いたセミナー・ワークショップの開催を検討するほか、パイロット事業を通じて日本国内で就労中のマダガスカル農業人材の現地での活動をフォローアップする等、アフリカビジネスやアフリカビジネス人材の認知度向上に資する取組を本調査内で実施する。

第4条 調査の内容

（1）アフリカ地域のビジネス人材を取り巻く状況

調査の前提となる以下の事項について、全体像を把握すべく広く情報収集・分析を行う。

①アフリカ地域における海外就労者や留学生の国際移動の動向

国際機関の報告書等を踏まえ、アフリカ地域出身者の国際労働市場における移動の現状を調査し、特にアフリカ地域内とアフリカ地域外への移動動向について分析する。併せて大学院、大学、専門学校等、アフリカ出身留学生の動向も調査する。

②アフリカ地域における産業人材育成に係るアフリカ側イニシアティブ等取組

AU の「アジェンダ 2063」実現のため、AUDA-NEPAD や各国政府における産業人材育成分野における優先プロジェクトを調査し、主要国、対象となる人材層、産業・業種等に関する特徴を分析する。

③アフリカ地域における産業人材育成に係る JICA または日本政府の取組

これまでアフリカ開発会議（TICAD）において表明された日本政府や JICA の取組を中心に、アフリカ地域における産業人材育成分野における協力全般を振り返り、主要対象国、対象となる人材層、産業・業種等に関する特徴を分析する。各国における取組のほか、「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」（ABE イニシアティブ）等、日本国内における留学プログラムの状況も調査・分析する。

④アフリカ地域における日本企業等のビジネスの状況と人材育成の取組

日本企業等におけるアフリカ・ビジネスを網羅的に把握することは容易ではないが、調査対象の検討にあたり有益な日本企業の取組例や国内外における人材育成の取組状況について情報収集を行う⁴。

前述のとおり、本調査では、専門的・技術的人材に留まらず、技能実習制度の対象となる専門的・技術的分野以外の人材も対象としているものの、アフリカ地域出身の技能実習生は極めて少数であり、かつほとんどが企業単独型での受入実績と考えられるところ、同様に網羅的に把握することは難しいものの専門的・技術的人材以外の人材を対象とした人材育成の取組についても情報収集を行う。

⑤アフリカ出身ビジネス人材・留学生の日本国内における状況

これまで収集された情報を踏まえつつ、日本国内におけるアフリカ出身ビジネス人材や留学生の状況を出入国管理統計等公表情報で全体像を把握すると同時に、留学後に国内で就労しキャリア・アップを達成している事例等を情報収集する。

⑥その他アフリカと日本国内における人的交流の状況

これまでの就労や留学には該当しないものの、アフリカ地域と日本国内の人的交流に関する好事例について情報収集する。併せて現在マダガスカル事務所が実施している農業人材送付・受入に係るパイロット事業についても言及する。

（２）調査対象の検討

日本における就労を通じ、スキルアップやキャリアアップにつながる方策を検討するという本調査の目的を踏まえ、以下の事項について検討する。

①対象人材層の類型化

本調査で対象とするビジネス人材の類型化⁵にあたっては、日本政府の外国人材受入の方針（専門的・技術的人材とそれ以外）、在留資格制度といった政策面、JICA のアフリカ地域における産業人材育成分野の協力実績（高等教育、職業訓練、民間セクター開発等）や人材不足に直面する日本国内産業や企業の動向等を勘案するとともに、ア

⁴ 日本企業等におけるアフリカ・ビジネスや人材育成（専門的・技術的人材以外の人材も含む）の取組に関し、どのような方法で情報収集予定か、具体的に提案すること。

⁵ 幅広いビジネス人材層が想定される中、アフリカにおける現状・課題等を踏まえ、どのような分類・類型化が可能か、具体的に提案すること。

リカ域内における各国の政策や取組状況、国際労働市場の状況等人材の移動経路も踏まえ、スキルアップやキャリアアップの共通性等の観点から検討する。

②対象国の検討

人材層の検討において参照したアフリカ側の取組状況や JICA や日本の産業人材育成分野の協力実績や日本企業の関心状況を踏まえ、広く対象国を検討する⁶。

対象国の中から、前述（第3条（3））の留意事項を踏まえ、現地調査の対象となる国の選定基準を検討し、選定を行う。

（3）現地調査対象国の現状と課題

机上調査と現地調査を組み合わせ、以下の事項に関し情報収集を行い、課題を分析する。実施中の JICA の協力案件の既存資料を活用しつつ、実施機関や関係者からの情報収集も併せて実施する。

- 経済の概要
- 高等・技術教育の現状
- 海外留学・海外就労の動向
- 海外就労に関する政府の体制と政策・送出メカニズム
- スキル・キャリアアップの観点からの人材育成の課題
- 人材育成・海外就労の課題解決に向けた対応と他援助機関等との協力状況

（4）日本国内における人材不足の現状と外国人材受入促進に向けた課題

同様に机上調査と現地調査を組み合わせ、以下の事項に関する情報収集とともに課題分析を行う。人材不足の問題は産業・業種や対象となる人材層はもちろん、都市部・地方部によつての違いも大きいため網羅的に取りまとめることは難しいものの、JICA の国内拠点や自治体等に配置されている国際協力推進員（JICA デスク）の活動実績等を参照しつつ、傾向の把握に勤める。また多くの自治体、日本企業にとって、アフリカ人材への関心・ニーズはかなり限定的と考えられるところ、まずは現状に関する情報収集を行い、外国人材受入全般の観点から日本就労を通じて、どのようなスキルアップやキャリアアップを果たせるか、検討を行い、併せてアフリカ人材に関する現状も確認する。

- 国内労働市場における人材不足の現状
- 国内における人材層別の外国人材受入状況
- 都市部・地方部による状況の違い
- スキル・キャリアアップの観点からの外国人材受入の可能性
- アフリカ人材への関心・ニーズ

⁶ アフリカにおける産業人材育成の取組実績を踏まえ、対象国及び現地調査対象候補国をどのような基準により絞り込むべきか、その検討手法とともに候補国を具体的に提案すること。

(5) アフリカと日本それぞれの課題解決に活用し得る JICA 内アセットの検証

これまでの対象国及び日本国内の情報収集・分析を踏まえて、課題整理とともに、まず JICA の過去や現在の協力等で得られている国内外のアセットについて検証を行う。

①アフリカ・日本それぞれが直面する課題整理

JICA の協力等だけでは解決できない問題も含めて、改めて、アフリカ側、日本側が直面する課題をそれぞれ整理する。

アフリカ側では、AU や AUDA-NEPAD 等、広域・政策レベルにおける課題とともに、対象国における産業人材分野における課題を、過去の協力案件の実績や実施中案件の状況も踏まえて、ビジネス人材の類型、優先度の高い産業・業種を考慮しつつ課題整理を行う。

日本国内においても、アフリカ側の課題に沿った形で日本への就労を通じた課題解決が見込まれるかを検討するとともに、国内の人材不足や地方創生の観点から改めて国内の課題を整理する。

②対象国または日本国内における JICA 内アセットの検討

上記課題解決に向けて、JICA の協力アセットを活用した日本就労を通じた取組可能性の検討にあたり、以下の関係者等からヒアリング調査等を実施し、考察する。

- JICA 留学生
- ABE イニシアティブ等、JICA 留学生のインターン受入企業
- その他 JICA 関係者（専門家、国際協力推進員等）

なお、JICA 留学生、JICA 留学生のインターン受入企業に対するヒアリング調査については、業務対象国・地域または/及び日本国内の法人への再委託を認めます。

(6) JICA または国内外関係者との共創も含めた貢献策の検討

アフリカ側と日本側それぞれ課題は幅広く、JICA や ODA の取組だけで検討できることは限られているという前提のもと、様々な関係者との連携や共創による解決策を検討する。

①国内外の関係するアクター整理

課題整理を踏まえて、JICA とパートナーとなり得るアクターを国外（国際機関、他国ドナー、AUDA-NEPAD、国際 NGO/シンクタンク等）や国内（いわゆる「産官学金労言士」）について、具体的に検討・整理を行う。

② JICA または国内外関係者との共創による両課題解決のアプローチ

JICA と関係者の共創、（JICA が入らない）関係者間の共創等により、アフリカ人材が日本での就労を通じて、スキルアップやキャリアアップを図るためのアプローチを検討する。JICA の実施中または今後実施予定の協力案件に日本への就労を通じた人材育成を取り入れること、JICA の国際協力推進員の活動に JICA 留学生事業を連携させることといった JICA 事業間の連携に留まらず、民間企業の国内外の活動との連携や JICA

が直接関与しないものの場を提供する等、様々なアプローチが考えられ、必ずしも ODA を出口とすることに限定されない。

③貢献策の検討

対象国、対象人材層、課題、アプローチ等、これまでの整理・検討を踏まえ、具体的な貢献策を取りまとめ、優先度や留意点を評価する。

(7) 情報発信

これまでの調査結果を踏まえて、国内外関係者との共創を促進するための情報発信を行う。セミナー・ワークショップ等の開催を通じて、日本国内ではアフリカでのビジネスやアフリカビジネス人材の魅力の発信、またアフリカ現地では日本で働くことへの魅力や関心を高める発信をすることで、外国人材の受入れや多文化共生分野での JICA や我が国の取組の認知度向上を目指す。

これらセミナー等の実施にあたり、現地では対面、国内は対面とオンラインによるハイブリッドでの開催を想定し、アフリカ人材の日本での送付・受入促進や日本とアフリカ間のビジネス環境作りに携わる関係者の参加を見込む（それぞれ 50 名程度を想定。なお、現時点ではセミナー等への参加者の出席にかかる旅費負担は想定していない。遠方からの出席が見込まれる場合はオンライン参加を想定する。）。

情報発信の検討にあたっては、AUDA-NEPAD、関係国政府等、アフリカ現地側のアクターとともに、国内のアクターとの連携を前提に内容を検討する⁷。

第5条 報告書等

本調査の各段階において作成、提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本業務における成果品は「ファイナルレポート」とし、成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。

なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

報告書名	提出時期	言語	形式
インセプションレポート	2025 年 5 月頃	英	電子データ
ドラフト・ファイナルレポート	2025 年 9 月頃	和・英	電子データ
ファイナルレポート	2026 年 2 月 (履行期限末日)	和・英	電子データ CD-R (和英をあわせて 2 部)

⁷ 貢献策の検討プロセスや認知度向上の実効性の観点から、開催時期、開催場所（アフリカ現地・日本国内等）、開催回数、開催内容を具体的に提案すること。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。

なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	日本企業や国内のアクターにおけるアフリカ人材に関連した取組状況の情報収集手法	第4条 調査内容(1)④
2	対象人材層の類型化の手法	第4条 調査の内容(2)①
3	調査の対象国及び現地調査対象国の検討手法と候補国 (なお、検討手法の具体的提案を評価するものであり、候補国自体は評価の対象ではない。)	第4条 調査の内容(2)②
4	セミナーやワークショップの開催内容	第4条 調査内容(7)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：

アフリカ地域における産業人材育成に係る調査・技術協力業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年3月下旬 業務開始
2025年5月 インセプションレポート
2025年9月 ドラフト・ファイナルレポート
2026年2月下旬 ファイナルレポート

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 22.00 人月

業務従事者構成の検討にあたっては、産業人材育成分野のほか、国際労働移動や日本の出入国在留管理制度の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 全 12 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 再委託

以下の業務については、業務対象国・地域または/及び日本国内の法人への再委託を認めます。

- JICA 留学生（過去・現在）に対するヒアリング調査
- JICA 留学生のインターン受入企業に対するヒアリング調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料：なし

2) 公開資料：

- アフリカのマダガスカルから初の農業人材受入開始（2024年10月2日プレスリリース）

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無 <u>※マダガスカルについては、C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、使用する言語は仏語です。</u>
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、各在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いしま

す。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

73,694,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上として
いる項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

■本案件は定額計上があります（12,769,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	マダガスカル以外の現地業務に係る航空賃	第2章第4条（3）	11,430,000円	航空賃、買替対応費用	旅費（航空賃）
2	マダガスカル以外の現地業務に係る航空賃	第2章第4条（3）	1,039,000円	特殊傭人費、車両関連費、特殊傭人の執	一般業務費（特殊傭人

	かかる経費			務スペース費用	費、車両関連費、事務所関連費)
3	再委託費	第2章第4条(5)	300,000円	JICA留学生(過去・現在)に対するヒアリング調査及びJICA留学生のインターン受入企業に対するヒアリング調査	再委託費(現地または/及び国内)

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙: プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)